

## 動物園等における安全確保等について

環自総発第 1703152 号

平成 29 年 3 月 15 日

環境省自然環境局総務課長から

各都道府県・指定都市の動物愛護管理主管部（局）長あて

最近、動物園等の第一種動物取扱業者の飼養施設において、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 26 条第 1 項に基づき許可を受けて飼養又は保管されている特定動物による飼育員等の重大な人身事故が複数発生しております。

そのため、特定動物を飼養又は保管している動物園等の第一種動物取扱業者に対し、特定動物に触れる飼育員や従業員の安全確保等について、展示動物の飼養及び保管に関する基準（平成 16 年環境省告示第 33 号）も踏まえつつ、下記の点に注意して、指導、監督等を徹底いただくようお願いします。

また、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）第 17 条第 1 号ロただし書及び同号ハただし書並びに特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成 18 年環境省告示第 22 号）第 3 条第 3 号ただし書に基づく、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合についても、最近の事故を踏まえ、観覧者等の安全性の確保について、再度、確認いただくとともに、必要に応じて、指導、監督等を徹底いただくようお願いします。

### 記

- 観覧者等の安全のみならず、日常的に特定動物等に触れる飼育員や従業員の安全確保についても十分に考慮した、危険を恒常的に回避するためのマニュアル等（以下「安全対策マニュアル等」という。）の整備
- 動物の種類による、それぞれの特性や危険性に配慮した、飼養又は保管に係る作業の手順や注意事項の順守の徹底
- 安全対策マニュアル等に即した作業手順に係る研修や訓練の実施
- その他安全確保に必要な対策